

仕様書

1 業務名

道路案内標識撤去作業（東大路通他）

2 業務の目的

東大路通及び下鴨静原大原線の道路案内標識が劣化し、標識板落下の危険性がある。安心安全な通行環境を確保するため、標識の撤去作業を行うものである。

3 履行期限

令和7年11月21日まで

4 履行場所

箇所1：東大路通（西側歩道）（川端警察署管内）

京都市左京区東門前町 地内

箇所2：東大路通（中央分離帯）（下鴨警察署管内）

京都市左京区高野東開町 地内

箇所3：下鴨静原大原線（南側歩道）（下鴨警察署管内）

京都市左京区大原野村町 地内

5 業務範囲

別紙「位置図及び写真」の赤枠部分

6 業務内容

道路案内標識を3本撤去する。基礎は残すものとし、柱を地際で切断して地上部の撤去を行う。切断後、地中に残った柱については、モルタルを充填する。

なお、箇所1（東大路通）及び箇所3（下鴨静原大原線）の標識については、歩道上にあることから、周囲のモルタル等を一時部分撤去したうえで、路面に支柱の金属が露出しないように切断し、その後復旧する方法で、仕上がりは周囲の歩道舗装面と段差がないようにすること。

作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。撤去した柱、標識板等は適切に処分すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 作業にあたっては、バスなどの通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 近隣住民には事前に工事ビラ等で周知すること。特に箇所1はマンションの出入口付近であることから注意すること。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。